
論 説

裁判員の刑事裁判への参加意識と 法に関する認識 (2)

— 予備的アンケート調査から —

岡田 悦典 / 仲 真紀子 / 藤田 政博

- 1 はじめに
- 2 方 法
- 3 裁判員の参加意識 (以上, 29 卷 3 号)
- 4 裁判員の法と証拠評価に関する認識
 - 4.1 証明のためのルールに関する認識
 - 4.2 法・手続・心理学変数に関する認識
 - 4.3 法律用語に関する認識
 - 4.4 ま と め (以上, 本号)
- 5 積極的自由・消極的自由と司法参加
- 6 裁判員制度の課題
- 7 結 論

4 裁判員の法と証拠評価に関する認識

陪審制度に関する実証研究では、裁判官と陪審員との比較研究が盛んである (Kalvan & Zeisel, 1966; Baldwin & McConville, 1979)。両者の比較に関心が集まるのは、もともと、両者が一緒になって判断をすることがなく、陪審による判断がよいか、それとも裁判官による判断に委ねるべきか、という二者択一

の議論があるからである。これらの比較研究では、陪審員の証拠を理解する能力が十分であるかどうか、関心が集まっている。

一方、参審制の場合には、裁判官が参審員と一緒に評議体を形成する。したがって参審制では、裁判官が参審員に与える影響は、陪審制よりも強いはずである。同様に裁判員制度は、裁判官と裁判員が一緒になって、有罪・無罪を判断するという制度である。だから、このような負の側面の影響を危惧する声は多い。専門家と非専門家が協働するからこそ、陪審研究によって行われている専門家と非専門家の違いを把握することは、裁判員制度では、より一層、重要である。

特に、裁判員は法律の素人である。だから裁判員には、法律家が持ち合わせていない感覚を、裁判に導入することが期待されている。しかし、裁判員が持ち合わせる法律知識は、裁判官と比較して、十分ではないだろう。また、裁判官のような専門知識を持ち合わせることが、裁判員に期待されているわけではない。ただし、専門知識の差があまりに大きいと、裁判員は積極的に参加できないかもしれない。実際に、法律知識が必要な場面も多いであろう。

もっとも、一般の人々が法律知識についていかなる認識を持ち合わせているのか、私たちは十分に把握していない。そこで、次に、市民の法律知識や事実認定に関する認識を把握するための調査を行った。

調査は3種類に分かれる。まず、証明のルールに関する認識について調査した(調査I)。次に、重要な手続上の権利や原則、証拠評価に関する認識(調査II)と、代表的な法律用語を選定し、その用語に関する意識を調査した(調査III)。

また、調査IIの中で、証拠評価に関する心理学変数について回答を求めた。これらの調査項目では、心理学による先行研究を利用した。

以下、4.1では調査Iについて、4.2.1では調査IIについて、4.2.2では調査IIの心理学変数に関する分析について、4.3では調査IIIについて、順次検討する。

4.1 証明のためのルールに関する認識

調査Iでは、刑事裁判における証明構造について、どのように市民が考えているのかを調べてみた。

刑事裁判では、検察官が訴因を設定し（刑事訴訟法256条1項）、検察官に「当該被告人が犯罪行為を行った」ことを立証する責任がある。また、検察官が合理的な疑いを超える程度まで、立証する必要がある。そして、事実認定者も高い確信に至ることによって、初めて有罪を認定できる。

刑事裁判は、国家による刑罰権を発動するかどうかを決める裁判である。したがって、刑事裁判によって、市民一人ひとりの基本的かつ重大な価値が制限されるかもしれない。それゆえ、刑事事件の判断は慎重に行う必要がある。

この構造がどの程度認識されているのか、以下の設定にて、3つの質問を試みた。

「生まれて3ヶ月の長男の母親が、夫とともに約一ヶ月間、長男に十分な授乳をせず低栄養状態に陥らせ、放置しつづけた。その結果、子供は脱水を伴う低栄養により死亡した。」と、検察官は、裁判の最初で述べました。そして、母親が子供を殺すつもりで放置し続けたと述べ、保護すべきものが保護せずに、子供を死亡させた罪（保護責任者遺棄致死罪）に当たると指摘しました。

質問① あなたは、この起訴事実をもとにして、母親を、子どもを死亡させた罪で有罪とすることができますか。

質問② 検察官は、母親の犯罪事実について立証しようとしたのですが、十分に立証できず終わりました。弁護側は犯罪事実がないことを立証していません。これ以上裁判を開く予定はありません。このとき、あなたは

どのように判断しますか。

質問③ 検察官が十分に犯罪事実を立証できませんでした。弁護人は、子供の死が母親の怠慢によるものではなく、病気によるものだ主張しました。しかし、死因が病気によるものという立証は、十分にできませんでした。これ以上裁判を開く予定はありません。このとき、あなたはどのように判断しますか。

結果を、表 15 から表 17 までに示す。

質問①では、厳密に言えば起訴の段階だから、有罪と判定することはできない。しかし、3分の1強が「有罪とすることができる」と回答した。また、「有罪とすることができるが、まだわからない」と回答した割合が最も高かった。

質問②では、「被告人を有罪とする」が36%あり、無罪よりも多かった。この質問でも、検察側が十分に立証できなければ、犯罪の証明がなかったとして、無罪を言い渡す必要がある。しかし、無罪と回答した割合は約4分の1であった。

質問③では「被告人を有罪とする」が34%となり、無罪よりも多かった。この質問の目的は、検察官が犯罪事実を十分に立証できず、一方、弁護側もその弁解を十分に立証することができなかったというときの判断枠組みを尋ねるためのものである。そして、弁護側がどうであれ、検察側が十分に立証できていない場合には、いずれにせよ、被告人には無罪を言い渡す必要がある。しかし、調査の結果、無罪と回答した割合は、質問②と同様に4分の1程度であった。

ただし、回答者に質問の意図が十分に伝わっていない可能性もある。例えば、質問①では、起訴事実をもとに有罪・無罪の認定ができるかどうかを尋ねた。この段階では、証拠が出ていないから、有罪を判断することはできないとすべきであろう。質問票では起訴事実には下線を引いて注意を促した。しかし、「起訴事実をもとにして」の意味合いが、必ずしも十分には理解さ

表 15 質問①の回答

有罪とすることができる	有罪とすることはできない	有罪とすることができるが、まだわからない	わからない	合 計
% (実数)	% (実数)	% (実数)	% (実数)	% (実数)
37 (107)	5 (15)	52 (151)	7 (19)	100 (292)

表 16 質問②の回答

被告人を無罪とする	被告人を有罪とする	わからない	合 計
% (実数)	% (実数)	% (実数)	% (実数)
24 (70)	36 (103)	40 (116)	100 (289)

表 17 質問③の回答

被告人を無罪とする	被告人を有罪とする	わからない	合 計
% (実数)	% (実数)	% (実数)	% (実数)
26 (76)	34 (98)	40 (115)	100 (289)

れていない可能性があったかもしれない。

質問②と質問③で「被告人を有罪とする」と回答した理由としては、具体的な事件の記述を「確定した事実」と理解して回答した可能性がある。そのような理解が生じるのは、おそらく、裁判で十分に立証されなかったというような事態を、回答者があまり想像できないためなのかもしれない。しかしその認識では、「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の原則が意識されているわけではないだろう。

また、質問②では「わからない」と回答した理由として、その回答者は、弁護側の立証がなかったので、その立証をさらに期待したのかもしれない。しかし、そうだとすれば、回答者は、刑事訴訟における基本的な挙証責任の構造を明確に意識したわけではないだろう。

一方、質問②と③で、逆に、無罪とできると回答した背景には、回答者が「疑わしきは被告人の利益に」の原則を十分に意識した可能性は高いであろう。

3つの質問では、「有罪とすることができるが、まだわからない」、あるいは「わからない」と回答した割合が高かった。わからないと回答した理由としては、「事実関係がまだ明らかではないから」、あるいは「もっと調べてほしい」と考えたのかもしれない。しかし、そうだとすると、「裁判が当事者主義に基づき、両当事者（被告人側、検察官側）のイニシアチブに基づいて証拠が提出され、事実が明らかにされる」という趣旨が、ここでは強く意識されているわけではないだろう。

したがって、法律家が共有していると思われる証明構造や裁判の仕組みを、市民の多くは、必ずしも強く意識しているわけではないようである。

4.2 法・手続・心理学変数に関する認識

4.2.1 一般の市民が法・手続について持っている認識

調査IIは、まず項目1から12までの刑事手続に関する知識について、市民がどのように考えているのかを調べるために行われた。各調査項目および各項目に対する回答を表18に示す。

①は無罪推定の原則、②は黙秘権、③は自由心証主義、④は補強法則について尋ねた。⑤～⑧および⑫は「どのようなものが証拠となるのか、ならないのか」についての認識を尋ねた。⑨は拳証責任、⑩～⑪は証明の程度についての回答を求めた。これらの項目を「正しい」、「わからない」、「間違っている」の選択肢によって回答を求めた。なお、それぞれの項目には、法律知識があれば答えてもらいたいと作成者が考えている選択肢がある。表18では、その選択肢を斜線パターンにて示す。

法律知識を持っているとすれば、正解として回答してほしいと予定している選択肢を回答した割合は10項目、過半数以上であった。特に、80%以上の質問は②「被告人が黙秘したとしても、これだけで、被告人を犯人扱いしてはいけない」であり、70%以上のものは、⑦「被告人の供述を内容とする文書は、証拠となることがある」、⑧「被告人の意思に反して無理矢理供

裁判員の刑事裁判への参加意識と法に関する認識 (2)

表 18 一般の市民が法・手続についてもっている認識

調 査 項 目	正 しい % (実数)	わからない % (実数)	間違っている % (実数)	合 計 % (実数)
① 被告人は、法廷で証拠により有罪であると証明されるまで、無罪と推定される	66 (188)	19 (55)	15 (42)	100 (285)
② 被告人が黙秘したとしても、これだけで、被告人を犯人扱いしてはいけない	84 (241)	9 (27)	6 (18)	100 (286)
③ 証拠については、裁判員はそれぞれ、信用できるかどうか自由に判断することができる	54 (154)	26 (74)	20 (58)	100 (286)
④ 被告人の供述だけしか証拠がない場合には、この供述に基づいて、被告人を有罪とすることができる	9 (26)	31 (89)	60 (172)	100 (287)
⑤ 裁判の最初に、検察官が読む起訴状は、証拠である	16 (46)	37 (106)	47 (133)	100 (285)
⑥ 法廷で証人が証言する内容は、証拠である	55 (157)	29 (84)	16 (46)	100 (287)
⑦ 被告人の供述を内容とする文書は、証拠とすることができる	74 (213)	21 (59)	5 (14)	100 (286)
⑧ 被告人の意思に反して無理矢理供述させられたことであっても、証拠となる	8 (24)	20 (58)	72 (206)	100 (288)
⑨ 被告人は、自分が無罪であることを証明する責任がある	38 (108)	31 (88)	31 (88)	100 (284)
⑩ 検察官の有罪の証明は、「有罪の証拠がある」ということだけで充分である	13 (36)	36 (103)	51 (144)	100 (283)
⑪ 「もしかしたら有罪ではないかもしれない」という疑問があっても、刑事裁判では有罪としてよい	3 (10)	19 (56)	77 (222)	100 (288)
⑫ うわさも、証拠とすることができる	2 (7)	19 (53)	79 (226)	100 (286)

(斜線パターン部分は質問作成者が回答してほしいと希望する選択肢である)

述させられたことであっても、証拠となる」、⑪「『もしかしたら有罪ではないかもしれない』という疑問があっても、刑事裁判では有罪としてよい」、⑫「うわさも、証拠とすることができる」であった。その他の質問については、項目⑤と項目⑨を除いていずれも50%以上であった。

これらの中で、相対的に割合が低いものとしては、①無罪推定原則の66%、③自由心証主義の54%、④補強法則の60%、⑥法廷の証言は証拠となるかどうかを尋ねた項目の55%、⑩「検察官の有罪の証明は、『有罪の証

拠がある』ということだけで充分である」について尋ねた項目の51%であった。

このような結果から、基本的な法律知識については、市民は法律家と共有していると予想できるであろう。しかし、法律家は、おそらく作成者の予定した選択肢をほとんど回答するであろう。したがって、90%を超える項目がなかったことについては、法律家と一般の市民との認識に、一定の差があるのかもしれない。

また、③自由心証主義については、法律学上も一定の制約があるとされているから（例えば経験則に基づくなど）、むしろ、予定していた選択肢を回答しない割合が多かったのかもしれない。一方、項目⑩は、検察官が証明すべき「合理的な疑いを超えた」証明という基準が認識されているかどうかを尋ねる目的のものであった。しかし、調査項目では、必ずしもその趣旨が認識されていたわけではない可能性もあるだろう。

私たちがむしろ認識すべきであるのは、回答してもらいたいと考えていた選択肢に相対的にあまり回答が集まらなかった項目である。市民の回答で、問題作成者が予定した選択肢を回答した割合が50%を下回る項目は、⑤「起訴状は証拠であるか」と、⑨「被告人は無罪であることを証明する責任があるか」であった。また、⑤起訴状では、「わからない」と回答した割合が37%と高かった。⑨挙証責任では、作成者が予定していた選択肢とは反対の回答をした割合が38%と高かった。これらの項目では、法律家と一般の市民との間には、その認識に大きな差異があるものと予想される。

特に、多くの法律家は、「被告人には無罪を証明する責任などない」と考えるはずであろう。しかし、市民がそのように考える割合は3割程度であった。これらの質問では、法律学を学習している人々が共有している認識は、市民の間では必ずしも共有されているわけではないと予想される。

同様の仮説は、項目⑤の他に、50%台の項目⑥と項目⑩についても、いえるであろう。これらの調査項目を鑑みると、特に、「法廷では何が証拠とされるのか」、「証拠を提出して事実を証明していくときのルールと基準は何

か」という事項については、法律家が一般に共有していると思われる認識と市民の認識との間には、差があると考えられる。

「わからない」と回答した割合も、意外と高い割合を示していたといえよう。4分の1 (25%) 以上の回答者が「わからない」と回答した調査項目は、項目③～⑥、⑨～⑩であった。

以上をまとめると、ある程度、市民は法・手続知識の認識を法律家と共有している。しかし、証拠に関する認識、特に、「何が証拠とされるのか、されないのか」については、項目次第では、法律家との間で認識に差があると考えられる。ただし、法律家との比較を行っているわけではないので、この結論は、あくまでも仮説としての問題提起にとどまるものである。また、4.1でも検討したように、基本的な証明のルールについても、同様のことがいえるように思われる。

4.2.2 一般市民が目撃証言に関する心理学的変数について持っている信念

裁判員は、裁判官とともに証拠を取調べ、事実認定に向けての心証を形成する。証拠を評価する際の法学的基礎知識については上記(4.2.1)で述べた通りである。では、目撃記憶や証言能力などに関する心理学的知識はどうであろうか。証言の正確性に影響を及ぼす可能性がある、とされる心理学的変数は多い。一般の市民は個々人の内省や観察だけで、適切な判断を行うことができるであろうか。

項目⑬～⑳を表19に示す。これらの質問は、一般市民が目撃記憶や証言能力に関する心理学的変数についてどのように考えているかを調べるために行われた。なお、分析は複数回答4つを削除した上でを行い、数値は小数点第3位以下を切り捨てたものを示す(%は有効桁数2桁とする)。

4.2.2-1 現実の事例でも問題となる項目

18項目のうち、⑬「やってもいない犯罪を無実の人が自白するはずがない」、⑭「DNAや指紋の鑑定で、犯人かどうかは確実にわかる」、⑮「数多

表 19 一般市民が目撃証言に関する心理学的変数について持っている信念
(破線内は Kassin らの項目より作成した)

調査項目	正しい % (実数)	わからない % (実数)	間違っている % (実数)	合計 % (実数)
⑬ やってもいない犯罪を無実の人が自白するはずがない	18 (53)	25 (74)	55 (158)	100 (285)
⑭ DNA や指紋の鑑定で、犯人かどうかは確実にわかる	48 (138)	29 (85)	22 (64)	100 (287)
⑮ 数多くの写真から目撃者が選んだ人は、確実に犯人である	5 (17)	38 (111)	55 (159)	100 (287)
⑯ 強い恐怖を引き起こした体験の出来事は、普通の出来事の記憶よりも正確である	15 (44)	36 (106)	47 (137)	100 (287)
⑰ 銃やナイフなどの凶器があると、目撃者はそちらに注意がいてしまい、犯人の顔をよく記憶できない	55 (158)	37 (109)	6 (20)	100 (287)
⑱ 目撃した時間が短ければ短いほど、事件の記憶は不正確になる	35 (101)	33 (95)	31 (91)	100 (287)
⑲ 目撃者が自信をもって行った証言は、正確である	8 (23)	44 (129)	47 (135)	100 (287)
⑳ 目撃証言は、人の意見やメディア報道など、後に見聞きしたことによって影響を受ける	75 (218)	17 (50)	7 (21)	100 (289)
㉑ 事件とは全く別の状況や文脈で見た人物を、誤って犯人だと思いこんでしまうことがある	68 (196)	23 (66)	8 (23)	100 (285)
㉒ 酔っぱらった状態で目撃したことは信用できない	48 (138)	36 (103)	15 (44)	100 (285)
㉓ 外傷体験（トラウマ）は抑圧され、思い出せなくなることがある	65 (187)	29 (83)	4 (14)	100 (284)
㉔ 完全に忘れていた外傷体験（トラウマ）は、突然思い出されることがある	71 (202)	24 (69)	4 (12)	100 (283)
㉕ 証言に含まれる実際の体験は、嘘、思い込み、空想などから客観的に区別することができる	12 (36)	55 (156)	31 (90)	100 (282)
㉖ 幼児の証言は信用できない	9 (26)	40 (114)	50 (143)	100 (283)
㉗ 知らない人を目撃した場合より、知っている人（知人）を目撃した場合の方が証言は信用できる	46 (133)	32 (91)	21 (60)	100 (284)
㉘ 繰り返して証言するうちに、記憶は正確になる	13 (39)	37 (105)	48 (138)	100 (282)
㉙ 記憶はビデオやテープレコーダーのようなものであり、一度体験したことは忘れない	10 (30)	23 (68)	65 (186)	100 (284)
㉚ 一般に、目撃証言は信用できる	27 (77)	48 (138)	23 (67)	100 (282)

(斜線パターン部分は質問作成者が回答してほしいと希望する選択肢である)

くの写真から目撃者が選んだ人は、確実に犯人である」の3つは現行の裁判でしばしば争点となる問題である。刑事事件の大多数においては、自白は真実を反映し、DNA鑑定や指紋鑑定の結果は信頼性の高い識別方法だとされ、単独面通しに比べれば、多数の写真を用いての写真識別はより正確だといえるであろう。しかし、虚偽自白は冤罪の大きな要因と考えられている(仲・村井・一瀬, 2005)。また、Wellsらの研究には(Wells, Small, Penrod, Malpass, Fulero & Brimacombe, 1998)、指紋判定が行われたにも拘わらず、冤罪であった事例が示されている。また、数多くの写真を提示することが目撃者の記憶を歪める場合があることを示した研究もある(Naka, Itsukushima, Itoh & Hara, 2002)。いずれの項目も必ずしも「確実」とはいえない可能性がある。

結果を表19に示す。⑬自白と⑮写真についてはそれぞれ55%、過半数の人々が「間違っている」とした。「わからない」という反応もそれぞれ25%、38%と高いが、少なくとも「正しい」とは言い切れないと回答している。しかし、⑭に対しては「正しい」が48%であり、「わからない」も29%と多いものの、「間違っている」という反応は22%であった。虚偽自白や写真識別における危険性については、市民もある程度周知しているといえるであろう。これに対し、DNA鑑定や指紋鑑定などの科学鑑定については、信頼度が高いと考えているようである。

4.2.2-2 Kassinらによる項目

⑯～⑳は、Kassinらの論文(Kassin, Tubb, Hosch & Memon, 2001)から採用したものである。Kassinらは心理学的な30の命題について、専門家がどの程度信頼できているかを調査した。本調査では面通しやラインアップなどの専門的な手続に関する項目を除いた10命題について、文を簡易化した上で11の調査項目とした(㉔、㉕は1つの命題であったものを2項目とした)。

まず、専門家の回答と一般市民の回答を比較しながら見てみよう。専門家の80%以上が「信頼できる」とした命題は以下の6項目であった。これらの項目と本調査での項目(⇒以降に示す)を対で示す。なお、項目の提示順

は、専門家が「信頼できる」としている順とする。

- ・事後情報効果：目撃証言は、目撃者が実際に見たものだけでなく、後に見たり聞いたりした情報によっても影響を受ける(94%)。⇒⑳「目撃証言は、人の意見やメディア報道など、後に見聞きしたことによって影響を受ける」(75%)。
- ・飲酒：飲酒した状態で目撃したことは、後で思いだしにくい(90%)。⇒㉑「酔っぱらった状態で目撃したことは信用できない」(48%)。
- ・凶器注目効果：銃やナイフなどの凶器があると、目撃者はそちらに注意がいきってしまい、犯人の顔をよく記憶できない(87%)。⇒㉒「銃やナイフなどの凶器があると、目撃者はそちらに注意がいきってしまい、犯人の顔をよく記憶できない」(55%)。
- ・確信度と正確さの関係：目撃者が確信を持って証言を行っても、その証言が正確かどうかは不明である(87%)。⇒㉓「目撃者が自信をもって行った証言は、正確である」(47%) (㉓は逆の尋ね方をする逆転項目としたので「間違っている」とした反応をカウントした)。
- ・無意識的転移：目撃者は事件とは全く別の状況や文脈で見た人物を誤って犯人だと思いこんでしまうことがある(81%)。⇒㉔「事件とは全く別の状況や文脈で見た人物を、誤って犯人だと思いこんでしまうことがある」(68%)。
- ・目撃時間：事件を目撃した時間が短ければ短いほど、その事件についての記憶は少なくなる(81%)。⇒㉕「目撃した時間が短ければ短いほど、事件の記憶は不正確になる」(35%)。

「事後情報効果」と「無意識的転移」については、市民のそれぞれ75%、68%が専門家と同様に「正しい」と判断をした。これらの項目では「わからない」とする反応も17%、23%と比較的少なく、市民が専門家と同様の判断を行っていることがわかる。

しかし、その他の項目については積極的に「わからない」とする反応が多く、回答を保留する人が多かった（「わからない」の率は「飲酒」36%、「凶器注目効果」37%、「確信度と正確さの関係」44%、「目撃時間」33%）。ただし「飲酒」「凶器注目効果」「確信度と正確さの関係」については、それぞれの効果を否定する判断も少ない（順に15%、6%、8%）。したがって「飲酒」、「凶器注目効果」、「確信度と正確さの関係」については、市民の反応は低いながらも専門家と同一の方向を示しているといえるであろう。

これに対し「目撃時間」では、市民は専門家とは異なる判断を行っている。目撃時間では「目撃時間が短いほど記憶は不正確になる」を「間違っている」とする人が32%いた。時間が短くても印象に残ることもある、と考えているのかもしれない。

次に、専門家の間でも割れる意見のある項目、すなわち専門家の6,7割のみが支持している2項目について検討する。

- ・ 幼児の証言：幼児の目撃証言は、大人の目撃証言よりも不正確である(70%) ⇒ ㉔「幼児の証言は信用できない」(9%)。
- ・ 生命の危険など、極度のストレス下で目撃したことは不正確である(60%) ⇒ ㉕「強い恐怖を引き起こした体験の出来事は、普通の出来事の記憶よりも正確である」(47%) (㉕は逆の尋ね方をする逆転項目としたので「間違っている」とした反応をカウントした)。

専門家の7割は、幼児の証言は大人よりも不正確であると考えている。なお、Kassinでは「幼児の被暗示性：幼児は大人よりも、事情聴取時における暗示や、他者からの圧力、その他の社会的影響を受けやすい」という項目についても調べているが、こちらは94%が「信頼できる」（つまり、幼児は暗示や圧力を受けやすい）と判断した。専門家は、「幼児は被暗示性が強いのは確かだが、供述の正確さは面接法に依存する」と考えているのかもしれない（仲・上宮，2005）。

市民について見ると、「幼児の証言は信用できない」を「正しい」とした市民はわずか9%であり、逆に「間違っている」とした判断は50%であった。数字だけを見れば、専門家と正反対の判断をしている。専門家による7割という値をある程度一般的だと考えれば、市民は誤った判断をしているといえるであろう。しかし、「信用できない」という言葉は「不正確」よりも強く、市民は「信用できないとまでは言えない」と判断した可能性がある。また、「子どもは嘘をつかない」「幼児の言葉にも一分の理がある」など、幼児の発言を重んじる態度を反映しているのかもしれない。本調査でも「不正確」という言葉を使うべきであったかもしれない。しかし、少なくとも「幼児の証言は信用できない」という主張は、一般市民には受け入れられにくいという点で、専門家の判断とは大きく異なっているといえるであろう。

ストレスについては、ストレス下であっても中心情報の記憶はよいという結果もあることが知られている（レビューとしては、越智，2005；大沼・箱田，2005などを参照のこと）。このような研究があるために、専門家も明確な判断を保留した可能性がある。市民の判断も「強い恐怖を引き起こした体験の記憶は正確である」を「間違っている」とする反応は47%、これを「正しい」とする反応は15%であり、専門家と同一方向の判断であった。

最後に、専門家が「信頼できる」とは考えていない、むしろ誤りだと考えている項目について検討する。

Kassin では、「実際にあったことの記憶と実際にはなかったことの記憶（誤りや思い込み）とは正確に区別することができる（弁別性）」については「信頼できる」とした人は31%であった。また、近年偽りの記憶論争として問題となっている「外傷（トラウマ）的な出来事は長年にわたり抑圧され、後に回復される（抑圧）」については、22%しか「信頼できる」としなかった。

- ・記憶の弁別：実際にあったことの記憶と実際にはなかったことの記憶（誤りや思い込み）とは正確に区別することができる（32%）。⇒ ㊦ 「証言に含まれる実際の体験は、嘘、思い込み、空想などから客観的に区別す

ることができる。」(12%)

- ・長期にわたる抑圧：外傷（トラウマ）的な出来事は長年にわたり抑圧され、後に回復される（22%）。⇒ ㉓「外傷体験（トラウマ）は抑圧され、思い出せなくなることがある」（65%）。㉔「完全に忘れていた外傷体験（トラウマ）は、突然思い出されることがある」（71%）（長期にわたる抑圧については、抑圧と回復をそれぞれ㉓、㉔に分けて尋ねた）。

Kassin らは各項目について、6段階評定（および「わからない」）も求めている。その評定によれば、「記憶の弁別」は専門家の21%が「1：むしろ反対」とし、39%が「2：支持する証拠がない」、23%が「3：結果が一貫していない」と判断した。「4：そのような傾向がある」「5：信頼できる」「6：たいへん信頼できる」を合わせても10%である。市民でこの命題を「正しい」としたのは12%であり、一見専門家と同様の判断をしたかのように見える。しかし、「わからない」が56%、「間違っている」（つまり、弁別できる）とした人が32%であり、むしろ弁別できるという人の方が多かった。

「記憶の抑圧」は欧米、オセアニアにおいて、「抑圧／回復された記憶論争」あるいは「偽りの記憶論争」として問題となっている現象を反映している。典型的な例では、心理的な問題を抱える人がカウンセラーから、「あなたは子ども時代に性的虐待のような恐ろしい体験をしたに違いない。その記憶を抑圧しているから、現在のような心理的問題が生じるのだ」という暗示を受ける。このような暗示のもとに、催眠やグループセラピーなどによって全く忘れていた、すなわち抑圧していた外傷的な記憶がよみがえると主張されている。このような記憶は事実を反映しているという主張がある一方で、それは暗示によって植え付けられた偽記憶であるという懐疑的な主張もある。Kassin らの調査では、「外傷（トラウマ）的な出来事は長年にわたり抑圧され、後に回復される」という主張が信頼できるとした人は22%であり、これは18の項目のうち、最低の値であった。本調査では、「抑圧」と「回復」をそれぞれ㉓、㉔の項目に分けて質問した。その結果、市民の65%が

外傷的な記憶は抑圧されるとし、71%は回復が生じると判断した。そのようなことは間違いであるとしたのは、どちらも4%であった。

欧米でも、心理学の専門家、大学生、一般市民等を対象に、抑圧/回復についての信念を調べた調査がある。例えば Van Wallendael (1999) は、アメリカ心理学会会員（専門家）、心理学修士課程院生、心理学以外の博士号保持者、心理学専攻の学部生、心理学入門を受講している学部生、一般市民の6グループについて0（絶対ない）から10（絶対ある）の11段階で尋ねたところ、上の順に3.91, 4.89, 5.70, 6.00, 6.30, 6.30 という評定であった（5以上が「ある」という判断になる）。つまり、専門家は抑圧/回復はないとし、修士課程院生は「どちらでもない」、それ以外の学部生や市民は「ある」という回答となる。市民は「ある」とする度合いが最も高い。本研究での回答者も、合衆国の市民と同様の判断をしたといえるであろう。

4.2.2-3 その他の項目

上記に加え、本調査では、以下の4項目について尋ねた。最初の2問は筆者らの現在行っている研究との関連で尋ね、後の2問はより一般的な事項について、市民の認識を知りたかったからである。

⑳「知らない人を目撃した場合より、知っている人（知人）を目撃した場合の方が証言は信用できる」は、一般的にはそのように信じられることが多いが、知らない人を知っている人と見間違えるなどの問題が指摘されている（浅井・佐藤・菅原, 2002）。

また、多数の供述を繰り返したる現行の捜査においては、㉑「繰り返して証言するうちに、記憶は正確になる」についての一般的認識を尋ねることが有意義だと考えた。心理学においては、再生を繰り返すことは記憶を歪める方向に働くことが知られている（バートレット, 1983）。

㉒「記憶はビデオやテープレコーダーのようなものであり、一度体験したことは忘れない」は、記憶に対する見方を尋ねるための質問である。心理学においては、記憶は再構成的なものであることが広く認められている。最後

に③〇「一般に、目撃証言は信用できる」によって、目撃証言全体に関する信頼度を尋ねた。

表 19 に見られる通り、②⑨繰り返しと②⑩ビデオやテープレコーダーについてはそれぞれ 48%、65% と過半数の人々が「間違っている」とした。「わからない」という反応も 37%、23% と高いが、少なくとも「正しい」とは言い切れないと回答している。しかし、②⑦知人の目撃に対しては「正しい」が 46% であり、「間違っている」という反応は 21% であった。知人の目撃事態に関わる問題は、心理学研究においてもいまだ十分には検討されていない(浅井, 2001)。そのため、見間違いの危険性は市民にも認識されていない可能性が高い。最後に、③〇目撃証言の信用性については、49% が「わからない」と判断した。目撃証言の信用性判断は、それこそが証拠評価の中核の一つであり、その意味では、市民の判断は適切だといえるかもしれない。

以上をまとめると、市民の判断は、傾向としては専門家とさほど大きくは異ならないが、専門家ほどには明確な判断を行っていないといえるであろう。また、中には幼児の証言や抑圧と回復など、市民と専門家とで逆の判断が見られた項目もある。適切な証拠評価のためには、裁判員が心理学的知見を理解していくことも将来的には重要であろう。

4.3 法律用語に関する認識

法律用語は、日常用語とは異なる使い方や、日常ではあまり使用しない用語も多い。そこで、次に調査 III は、任意的にピックアップした用語の意味や使い方の認識を市民がどのように考えているか調べるために行われた。「わからない」も含めて三択にて、回答が求められた。

質問の内容を以下に、結果を表 20 に示す。

・主 尋 問

1. 裁判官が尋問する場合をいう

2. 証人を呼んだ検察官あるいは弁護人が尋問する場合をいう
 3. わからない
- ・ 証拠能力
 1. 証拠として用いることができる資格のことをいう
 2. 裁判官の心を動かす力のことをいう
 3. わからない
 - ・ 伝聞証拠①
 1. 言葉だけの証拠のことをいい、形がないものをいう
 2. 裁判官が、内容を直接本人に確かめることができない証拠のことをいう
 3. わからない
 - ・ 伝聞証拠②
 1. 伝聞証拠は、原則として、証拠である
 2. 伝聞証拠は、原則として、証拠とすることができない
 3. わからない
 - ・ 起訴猶予
 1. 起訴するかどうかを考える期間のことをいう
 2. 犯罪をした疑いがあるが、起訴をしないことをいう
 3. わからない
 - ・ 自白の任意性がある
 1. 自分の意志で自白したと評価できることである
 2. 自白を証拠として信用することができるということである
 3. わからない
 - ・ 員面調書
 1. 裁判官の前で作られた調書のことである
 2. 警察官の前で作られた調書のことである
 3. わからない

表20 法律用語の認識

	選択肢1 % (実数)	選択肢2 % (実数)	わからない % (実数)	合計 % (実数)
主 尋 問	34 (97)	36 (101)	30 (85)	100 (283)
証 拠 能 力	78 (222)	10 (29)	12 (35)	100 (286)
伝聞証拠①	43 (123)	18 (52)	38 (109)	100 (284)
伝聞証拠②	21 (60)	33 (94)	46 (129)	100 (283)
起 訴 猶 予	43 (122)	47 (133)	11 (31)	100 (286)
自白の任意性	48 (136)	30 (85)	23 (65)	100 (286)
員 面 調 書	12 (35)	27 (76)	60 (173)	100 (284)
公 訴 事 実	4 (10)	74 (209)	23 (65)	100 (284)
罪 状 認 否	7 (21)	79 (224)	14 (40)	100 (285)
同意・不同意	25 (70)	55 (152)	20 (56)	100 (278)
異 議	23 (65)	70 (195)	6 (17)	100 (277)
ア リ バ イ	19 (52)	78 (217)	4 (10)	100 (279)

(斜線パターン部分は質問作成者が回答してほしいと希望する選択肢である)

・公訴事実

1. 被告人が訴えられている事実とは別の犯罪事実のことである
2. 被告人が訴えられている事実のことである
3. わからない

・罪状認否

1. 裁判官が起訴された罪を認めないことである
2. 被告人が犯罪事実について認めるか、あるいは認めないことである
3. わからない

・同意・不同意

1. 裁判官の提案に対して、賛成ないし反対することである
2. 相手側が出した証拠を、証拠として認める、または認めないことである
3. わからない

・異議

1. 裁判の結果に納得できず、裁判官に注文をつけることである
2. 証人の尋問で、尋問しない側が尋問した側に注文をつけることである
3. わからない

・アリバイ

1. 犯罪を犯していないという裏づけ証拠のことをいう
2. 犯罪行為の時間に、別のところにいたことを証明する証拠のことをいう
3. わからない

「主尋問」は、公判での交互尋問方式を認識しているかどうかを調査するために用意したものである。その他に、証拠に関する知識は裁判員には重要と思われるため、「証拠能力」「伝聞証拠」「自白の任意性」「員面調書」「同意・不同意」「アリバイ」を用意した。「員面調書」は伝聞法則のところで、法律用語として利用される略称であり、また一般ではあまり使わない用語の代表であると考えたため、あえて、質問項目に入れた。その他、法廷に臨むに当たって、耳にすることが多いと思われる用語として「公訴事実」「罪状認否」「異議」を組み込んだ。また、「起訴猶予」の語は、裁判員にはあまり必要ないと考えられるが、事前の学生による予備調査で比較的誤解が多いと感じられたため、聴くこととした。

結果は、概して言えば、一般の市民の回答は、一つの選択肢にはあまり集中しなかったように思われる。正解として予定していた選択肢の中で、特に40%以下が、「主尋問」、「伝聞証拠①」「伝聞証拠②」、「員面調書」であった。

裁判員が公判廷に臨むに当たっては、誰が何のために尋問するのか、交互尋問の方式を理解しておくことは公判を理解するためには重要であろう。しかし、その用語の一つである「主尋問」を理解している割合は、少なかった

といえるであろう。またこの結果から、「伝聞証拠」や「員面調書」という言葉は、特殊な法律用語であるといえよう。

これらの用語については、「わからない」と回答した割合も高かった（「主尋問」「伝聞証拠①」「伝聞証拠②」「員面調書」の順に、それぞれ30%、38%、46%、60%）。「わからない」と回答した割合は、これら4つについては、その他の調査項目よりも高かった。特に「員面調書」は3分の2弱が「わからない」と回答しているから、なじみのある用語ではないのであろう。

正解として予定していた選択肢について回答した割合では、次に低い割合として、「自白の任意性」が48%、「同意・不同意」が55%、「起訴猶予」が50%弱であった。したがって、約半数の人々しか、作成者が正解と予定していた回答をしていない。これらは証拠能力があるかを決する重要な法律用語であるから、この結果には注視すべきであろう。

ただし、「起訴猶予」については「わからない」が11%であるのに対し、「自白の任意性」は「わからない」が23%、「同意・不同意」が20%であった。したがって、「起訴猶予」については、用語を誤解したまま自信を持って回答したケースが多いが、「自白の任意性」「同意・不同意」についてはそれほど自信がないまま、「わからない」と回答したケースが多いと思われる。相対的には、この2つは意味内容もあまりなじみのない用語だといえるのではないだろうか。

しかし、その他の用語については、正解と予定していた選択肢に一般の市民の7割が集中した。ただし80%以上のものは存在しなかった。あえて注目すべき項目を挙げると、「証拠能力」「罪状認否」「アリバイ」が80%弱であった。したがって、これらは一般の市民にも、比較的なじみのある言葉、想像しやすい言葉なのかもしれない。しかし、90%以上の調査項目はなかったから、やはり専門用語については、市民と法律家との間の認識の差は、ある程度はあるものと考えた方がよいのではないだろうか。

以上をまとめると、任意的に聴いてみたこれらの法律用語については、法学を履修している法曹と一般の市民との間には、ある程度、認識に差があ

るものと想像される。市民が法廷で証言を聴き、証拠を理解することは、裁判員制度の評価に繋がるであろうと思われる。法廷での理解を促進するためにも、わかりやすい法廷を実現することが、裁判員が積極的に参加していくためには必要である。だからこそ、法律用語をわかりやすく説明する作業も、今後、今以上に必要になるとと思われる。この調査の結果からは、特に、証拠法に関する用語である「伝聞法則」や「自白の任意性・信用性」の市民の認識について、注意すべきである。なお調査では、「証拠能力」は78%と比較的高かったが、証拠能力と証明力との違いについては明らかにできなかった。

4.4 ま と め

以上より、法律や心理学に関する一般の市民の知識に関する認識を調査した結果をまとめてきた。本調査では、裁判官や弁護士などの法律家に同じような調査をしたわけではないため、その差がどの程度あるのか、明らかにできていない。本来であれば、具体的な認識にいかなる相違があるのかを調査するためには、法律家との比較調査を行う必要がある。したがって、本調査はこの部分について限界があり、その結論付けは必ずしも明瞭なものではないかもしれない。ただし、一般の人々の法律に関する認識について、知るための足がかりにはなるであろう。本調査の結果からは、以上の観点から、ささやかではあるが、明らかにできる部分を提示したつもりである。

実際に、裁判官や、検察官・弁護人が、当然のごとく理解していると想定している法の世界における常識は、実は、一般の人々は必ずしも共有しているわけではないかもしれない。そこで、本調査はできるだけ基本的な法知識、用語などを選択して、この部分を知るべく問いかけたつもりである。しかし、例えば自由記述欄では非常に難しかったという内容の記述が見られたように、全体的に、必ずしも簡潔な内容のものばかりではなかったようである。むしろ、法の世界で通用している常識は、一般の人々が共有していない

ものも多いのではないだろうか。本調査の結果からは、少なくとも、一般の人々の認識がいかなるもので、そして、何について法律家との認識に差があるのかを検討する作業が必要であることについては明らかであろう。

一方、心理学知識については、市民の判断は、傾向としては専門家とさほど大きくは異ならないが、専門家ほどには明確な判断を行っていないという傾向を見ることができた。また、中には市民と専門家とで逆の判断が見られた項目もあった。しかしこのような指摘は、裁判官などの法律家にも同様に当てはまる可能性は高い。なぜなら、法律家といえども、このような知識を十分に習得する教育を必ずしも受けているとは限らないからである。

【参考文献】

- 浅井千絵・佐藤達哉・菅原郁夫 (2002), 「裁判事例を用いた心理学的視点からの判例分析」, 『法と心理』, 2号, 106-119 頁。
- 浅井千絵 (2001), 「既知性が目撃者の同一性識別に及ぼす影響——正確性と確信度の関係」, 『心理学研究』, 72号, 283-289 頁。
- 大沼夏子・箱田裕司 (2005), 「情動的ストレスを伴う出来事を目撃記憶における事後情報効果」, 『心理学評論』, 48号, 321-337 頁。
- 越智啓太 (2005), 「情動喚起が目撃者・被害者の記憶に及ぼす効果」, 『心理学評論』, 48号, 299-315 頁。
- 仲真紀子・上宮愛 (2005), 「子どもの証言能力と証言を支える要因」, 『心理学評論』, 48号, 343-361 頁。
- 仲真紀子・村井敏邦・一瀬敬一郎 (2005), 「誤起訴・誤判の原因に関する意識調査：弁護士と学生、および個別の事例にもとづく判断と一般的判断の比較」, 『龍谷大学社会科学叢書 第61巻・刑事司法と心理学——法と心理学の新たな地平線を求めて』, 東京, 日本評論社, 61-103 頁。
- バートレット, F. C. (1983), 宇津木保・辻正三訳『想起の心理学：実験的社会的心理学における一研究』, 東京, 誠信書房。
- Baldwin, John & McConville, Michael (1979), *Jury Trials*, Oxford: Clarendon Press.
- Kutnjak Ivković, Sanja (1999), *Lay Participation in Criminal Trials: The Case of Croatia*, Lanham, Md.: Austin & Winfield.
- Kalven, Harry, Jr. & Zeisel, Hans (1966), *The American Jury*, Boston: Little, Brown & Co.
- Kassin, S. M., Tubbs, V. A., Hosch, H. M. & Memon, A. (2001), *On the “General acceptance” of eyewitness testimony research: A new survey of the experts*, *American Psychologist*, 56(5), 405-416.

- Naka, M., Itsukushima, Y., Itoh, Y. & Hara, H. (2002), *The effect of repeated photo identification and time delay on the accuracy of the final photographic identification and the rating of memory*, International Journal of Police Science and Management, 4, 53–61.
- Van Wallendaal, L. R. (1999), *Training in psychology and belief in recovered memory scenarios*, North American Journal of Psychology, 1, 165–172.
- Wells, G., Small, M., Penrod, S., Malpass, R. S., Fulero, S. M. & Brimacombe, C. A. E., (1998), *Eyewitness identification procedures: Recommendations for lineups and photospreads*, Law & Human Behavior, 22(6), 603–647.

【付記】 本研究は、平成 16、17 年度科学研究費補助金・基盤研究(B)(1)「刑事裁判における裁判官と裁判員の認識・判断プロセスに関する実証的研究」(代表：平成 16 年度・岡田悦典，平成 17 年度・藤田政博)による研究成果である。